



簡単！
便利！

業務
効率化！

非対面で
納付！

金融機関や
税務署に
行く必要
なし！

国税の納付は キャッシュレス納付 をご利用ください！

国税庁e-Taxキャラクター
イータ君

ダイレクト納付

こんな方に
おすすめ！

- ✓ e-Taxを利用している方
- ✓ 源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

e-Taxで申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、**即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付**する手続です。

- ▶ 事前にダイレクト納付利用届出書を提出することで、**複数の預貯金口座を選択**(※)できます。
- ▶ 期限内申告の課税期間内であれば、申告書の提出前に納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する**予納制度にも対応**しています。

※ 同一金融機関における複数の預貯金口座のダイレクト納付の利用可否については、国税庁ホームページで「利用可能金融機関一覧」をご確認ください。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります。個人の方は、e-Taxによる提出も可能です。
- 届出書の提出からご利用可能まで1か月程度（e-Taxでの提出は1週間程度）かかります。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

自動ダイレクト機能が便利です！

e-Taxの申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、**申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることができる機能**です。自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限となり、法定納期限に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落しされます。

▼詳細はこちら



インターネットバンキング等

こんな方に
おすすめ！

- ✓ インターネットバンキングを利用している方
- ✓ 近くに金融機関のATMがある方

インターネットバンキングやATMから納付する手続です。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続が必要です。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxによる徴収高計算書データの送信が必要です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

▼詳細はこちら



お試しください！源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー！

e-Taxソフト（WEB版）と同様の画面操作を用いて、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般用及び納期特例用）及び報酬・料金等の所得税徴収高計算書について、作成・送信・キャッシュレス納付手続（ダイレクト納付・インターネットバンキング）の一連の流れを体験することができます。

▼詳細はこちら



振替納税による納付

こんな方に
おすすめ！

- ✓ 所得税や消費税の申告書を毎年提出する
個人事業主の方

納税者ご自身名義の預貯金口座からの**口座引落しにより自動的に納付**する手続です。

- 利用可能税目 ①「申告所得税及び復興特別所得税」（※1）
②「消費税及び地方消費税（個人事業者）」（※2、※3）
 - ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ振替依頼書を提出していただく必要があります。e-Taxによる提出も可能です。
 - 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
 - インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合がありますので、利用の可否については、取引先の金融機関へお問い合わせください。
- ※1 期限内に申告された確定申告（3期）分及び延納分、予定納税（1期、2期）分が対象です。
※2 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分が対象です。
※3 所得税のみ振替納税を利用されている方が、消費税の振替納税を利用する場合には、新たに振替依頼書の提出が必要です。（消費税のみ利用されている方が、所得税を利用する場合も同様です。）

振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)は、e-Taxで提出できます！

▼オンライン提出(Web版
マニュアル2.392KB)

▼オンライン提出(S/P版
マニュアル3.054KB)

パソコンやスマホからe-Taxソフト(WEB版)にログインし、必要事項を入力することで、**金融機関届出印の押印なし**にオンラインでの提出(電子証明書等添付不要)が可能です。



クレジットカード納付

こんな方に
おすすめ！

- ✓ クレジットカードを利用
している方

▼詳細はこちら



パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスし、**クレジットカードにより納付**する手続です。

- 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は利用明細等をご確認ください。）。
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

スマホアプリ納付

こんな方に
おすすめ！

- ✓ Pay払いを利用している方

▼詳細はこちら



e-Taxで申告等データを送信した後に格納される受信通知（納付区分番号通知）から専用サイトへアクセスし、**Pay払いで納付**する手続です。

- 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。
※ 利用するPay払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 領収証書は発行されません（納付内容（PDF）データで納付情報をご確認ください。）。
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、Pay払いによる納付はできません。

キャッシュレス納付 以外の便利な納付方法

コンビニ納付 (QRコード)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」及び「コンビニ納付用 QRコード作成専用画面」等で作成・出力した「**QRコード**」をコンビニのキオスク端末に読み取らせることで、バーコード（納付書）を出力し、コンビニのレジで納付する手続です。

- 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「マルチコピー機」端末設置店舗のみ）となります。
- 利用可能額は、バーコード（納付書）1枚につき30万円以下となります。
- 領収証書は発行されません（払込金受領証は発行されます。）。
- 作成した「QRコード」（PDFファイル）をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」「マルチコピー機」端末に読み取らせることも可能です。

※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

▼詳細はこちら



各納付方法の詳細は、国税庁ホームページの「納税に関する総合案内」をご覧ください。

地方税の納付については「地方税共通納税システム」をご利用ください。
詳細は **eTAX ホームページ** をご覧ください。

▼詳細はこちら

